

(選択替えに係る更正の請求の可否)

問5 住宅の取得等をして平成19年中に自己の居住の用に供し、平成19年分の確定申告において、住宅借入金等特別控除(措法41②)に代えて、住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例(措法41③)を選択し当該控除を適用しました。

その後、住宅借入金等特別控除(措法41②)を適用した場合の方が平成19年分の所得税の額が少なくなることが判明しました。

平成19年分の所得税について更正の請求により住宅借入金等特別控除(措法41②)を選択を変更することはできますか。

(答)

措法第41条第3項は、「……当該居住の用に供した日の属する年(……)以後15年間の各年(……)において当該住宅の取得等に係る住宅借入金等(……)の金額を有するときは、その者の選択により、当該特例適用年における第1項に規定する住宅借入金等特別控除額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(……)として、この条、次条及び第41条の2の2の規定を適用することができる。……」と規定されています。

当該選択は、専ら当該控除の適用を受ける居住年の確定申告時における納税者の自由な選択に委ねられており、いずれを選択した場合であっても他方を選択しなかったことは、国税通則法第23条第1項第1号((更正の請求))に規定する「課税標準若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったこと」に当たらないことから、更正の請求を行うことはできません。

【参 考】 最高裁昭和62年11月10日第三小法廷判決(抜粋)

「措置法第26条第1項は、医師の社会保険診療に係る必要経費の計算について、実際に要した個々の経費の積上げに基づく実額計算の方法によることなく、一定の標準率に基づく概算による経費控除の方法を認めたものであり、…(中略)…。もっとも、措置法の右規定は、確定申告書に同条項の規定により事業所得の金額を計算した旨の記載がない場合には、適用しないこととされているから、同条項の規定を適用して概算による経費控除の方法によって所得を計算するか、あるいは同条項の規定を適用せずに実額計算の方法によるかは、専ら確定申告時における納税者の自由な選択に委ねられているといえるのであって、納税者が措置法の右規定の適用を選択して確定申告をした場合には、たとえ実際に要した経費の額が右概算による控除額を超えるため、右規定を選択しなかった場合に比して納付すべき税額が多額になったとしても、そのことを理由に通則法第23条1項1号に基づく更正の請求をすることはできないと解すべきである。けだし、通則法第23条第1項第1号は、更正の請求が認められる事由として、「申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従ってなかったこと又は当該計算に誤りがあったこと」を定めているが、措置法第26条第1項の規定により事業所得の金額を計算した旨を記載して確定申告をしている場合には、所得税法の規定にかかわらず、同項所定の率により算定された金額をもって所得計算上控除されるべき必要経費とされるのであり、同規定が適用される限りは、もはや実際に要した経費の額がどうであるかを問題とする余地はないのであって、納税者が措置法の右規定に従って計算に誤りなく申告している以上、仮に実際に要した経費の額が右概算による控除額を超えているとしても、そのことは、右にいう、「国税に関する法律の規定に従っていなかったこと」又は「当該計算に誤りがあったこと」のいずれにも該当しないといふべきだからである。」